# 戦後80周年平和教育推進事業に係る業務委託企画提案 応募要領

この要領は、戦後 80 周年平和教育推進事業に係る業務委託に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。

企画提案の参加者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

# 1 業務概要

(1) 事 業 名: 戦後 80 周年平和教育推進事業

(2) 業務期間:契約締結の日~令和8年1月30日

(3) 内 容:事業目的等の詳細は、本事業に係る業務委託仕様書を参照

## 2 主催及び連絡先

(1) 主 催:沖縄県教育庁県立学校教育課

(2) 連絡先:沖縄県教育庁県立学校教育課 担当:普通教育班 西江 里和子

〒900-8571 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL: (098) 866-2715 FAX: (098) 866-2718

E-mail: nishieri@pref.okinawa.lg.jp

※連絡の際の件名は、「戦後80周年平和教育推進事業 企画提案」とすること。

## 3 予算額

委託上限額:5,626,000 円以内(消費税及び地方消費税含む)

- ※ 各経費は税抜き価格とし、別途消費税を計上する。
- ※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、業務委託仕様書の内容に係る予算規模を示したものである。提案内容に基づき改めて仕様を定め、見積書の提出を求める。
- ※ 事業終了時には精算報告書の提出を受け、実際に支出した額(一般管理費は除く)を契約額の 範囲内で支払うものとする。

## 4 応募資格

本事業は、沖縄県が企業、NPO等の単独法人又は複数法人による連合体(以下「コンソーシアム」という)に委託して実施する。

委託に当たって企画提案を募集するが、これに参加できる者は、次の(1)~(7)の要件をすべて満た す単独法人又はコンソーシアムとする。

- (1) 過去5年間に、類似事業の活動実績を有すること。
- (2) 沖縄県内に主たる事務所もしくは事業所を有し、県の要求に応じて随時来庁し、対応できる体制を整えていること。複数の団体からなるコンソーシアムの場合には、構成員の1者以上がこの条件をみたすこと。
- (3) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者(破産等により 入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など)でないこと。
- (4) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程第7条第2項(昭和47年7月20日告示第69号)に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき、 更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

- ※(6)については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会をする場合がある。
- ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律〔平成3年法律第77号〕第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)
- ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)
- ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって 暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、本事業の企画 提案に重複して参加する者でないこと。

## 5 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなくてはならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 6 企画提案応募要領等の配布

- (1) 掲載期間:令和7年5月1日(木)~5月16日(金)
- (2) 掲載場所:沖縄県・沖縄県教育委員会ホームページ

#### 7 企画提案書等の体裁

原則としてA4版横置き、20ページ程度、左上1箇所綴り(長辺綴り)とする。ただしグラフ、表等は必要に応じてA3版にして織り込むなど、理解しやすいように適宜工夫してもよい。

## 8 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限: 令和7年5月9日(金) 16 時まで
- (2) 質問方法: 質問票(様式任意)に必要事項を記入のうえ、担当者宛てに電子メールで送信すること。
- (3) 回 答:令和7年5月13日(火)までに質問者に電子メールで回答するとともに、質問と 回答内容は、教育委員会ホームページにて公開する。

## 9 企画応募申請書・企画提案書等の提出

- (1) 提出期限: 令和7年5月15日(木)~5月16日(金)16時まで
- (2) 提出方法: 2(2)に定める連絡先あて、持参または郵送により提出すること。但し、郵送の場合 は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内必着で送付すること。
- (3) 提出書類:10に定める書類のうち、【様式1】~【様式6】
- (4) 提出部数:【様式1】1部 【様式2】~【様式6】8部

## 10 提出書類

- (1) 企画提案応募申請書・・・・・・・・【様式1】
- (2) 企画提案書・・・・・・・・・・【様式2】任意様式
- (3) 団体等概要表(組織図、業務内容、資格等) · 【様式3】任意様式
- (4) 実績書・・・・・・・・・・・【様式4】

- (5) 経費見積書・・・・・・・・・・【様式5】
- (6) 見積明細書・・・・・・・・・・・・・【様式6】任意様式 ※この事業を実施するにあたって一切の費用を積算すること。

## 11 企画提案プロポーザル日程

- (1) 日 時: 令和7年5月27日(火)10時00分~12時00分(予定)
- (2) 場 所:県庁13階第1会議室
- ※プロポーザルは、企画提案者(コンソーシアムの場合にはその構成員)のみ参加可とし、再委託を予定している第三者等の参加は不可とする。

## 12 選定方法

- (1) 企画提案書及び関係書類を提出後、上記 11 で設定された日時に企画提案プロポーザルを実施する。
- (2) 当該企画案内容について、沖縄県教育委員会に設置する企画提案選定委員会にて審査を行い、 優先交渉権者を決定し、その結果を応募者へ通知する。ただし、応募者の中に適格者がいない ときは優先交渉権者を選定しない場合がある。
- (3) 必要があると認められる場合にはヒアリング等を行うとともに、採否についての異議申し立 て等は受け付けないものとする。
- (4) 応募者が4者以上ある場合は、県立学校教育課にて第1次審査(書類審査)を行い、上位3者 以内に選定し、上記11で設定された日時に企画提案プロポーザルを実施する。

### 13 その他

- (1) 提出書類等の作成及び上記 11 のプロポーザル等への出席に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出された企画提案書、審査内容、審査経過については公表しない。
- (3) 企画提案仕様書において示した事業内容以外に、必要だと考えられる事項がある場合は、企画書において提案すること。
- (4) 提案を採択した場合でも、協議の上、提案内容を一部変更する場合がある。
- (5) 本事業を実施するにあたり、責任者を置くこととし、その者は全ての調整に応じることとす る。
- (6) 本要領に示されていない事項については、協議の上取り決めるものとする。